

第6章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項

1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理についての方針

第1期計画では弘前城石垣整備事業や旧第八師団長官舎、旧紺屋町消防屯所^{こんやまち とんしよ}等、歴史的建造物の保存修理によりその後の活用につなげたほか、無電柱化や道路等の修景など、景観の向上に関する事業、祭礼行事や伝統工芸の継承にかかる支援、弘前城築城400年祭など歴史景観資源の啓発に関する事業等を実施してきた。その結果、歴史資源や景観に関する市民の意識の向上、外国人観光客の増加が見られるようになった。

第2期計画では、本市を代表する歴史的建造物の保全・活用や、少子高齢化やライフスタイルの変化により維持管理が困難となる歴史的建造物等の保全、伝統産業、伝統文化等の継承に資する事業に重点的に取り組むとともに、無電柱化や歩道の美装化等、歴史的街並みを形成する周辺環境の整備を引き続き行い良好な景観の形成を図り、地域の活性化を図ることとする。

本計画における歴史的風致維持向上施設は、地域における歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設等を指し、本市固有の歴史的風致の維持向上を目的に歴史的風致維持向上施設の整備と適切な管理を行う。

また、歴史的風致維持向上施設の整備については、歴史的風致を構成する建造物の保存や整備、歴史的風致の維持向上に資する環境の維持・形成、歴史的風致の認識を向上させる事業等を実施する。

なお、事業の実施に際しては、周辺の景観に配慮した整備を行うこととし、関係機関と十分な協議調整をしたうえで整備を行いながら、国や県の補助を有効に活用するよう検討していく。また、整備を行った施設は積極的な公開・活用を行い、歴史的風致の維持向上を図ることとする。

歴史的風致維持向上施設の維持管理は、施設の所有者や行政の関係部局との十分な協議・調整のもと、今後も適切な維持管理に努め、地域住民や関係団体等との協力により適切な維持管理を行い、必要に応じて、所有者等に対して指導助言を行う。

上記歴史的風致維持向上施設の整備・管理の基本的な考え方にに基づき、計画期間内に実施する事業は以下のとおりである。

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する事業

1. 弘前城本丸石垣整備事業
2. 鷹揚公園整備事業
3. 旧第五十九銀行本店本館整備事業
4. 吉野町緑地周辺整備事業
5. 旧藤田家別邸保存修理事業
6. 景観重要建造物保存・改修費助成事業
7. 趣のある建物情報発信事業

(2) 歴史的建造物や歴史的街並みと調和する周辺環境の整備に関する事業

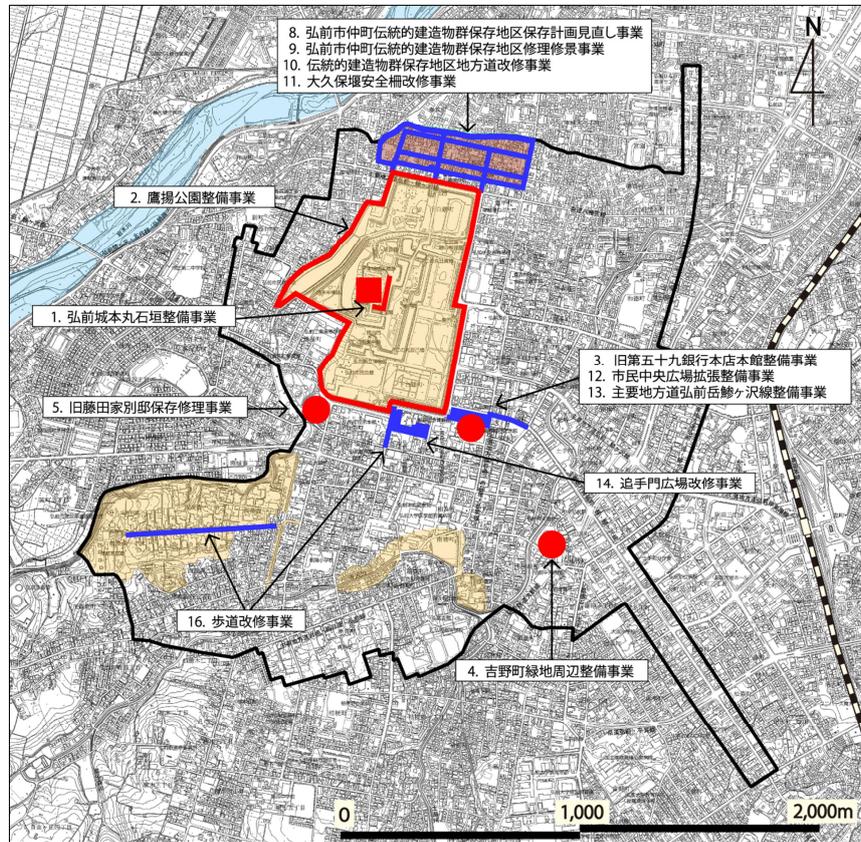
8. 弘前市^{なちちょう}仲町伝統的建造物群保存地区保存計画見直し事業
9. 弘前市仲町伝統的建造物群保存地区修理修景事業
10. 伝統的建造物群保存地区地方道改修事業
11. ^{おおくほぜき}大久保堰安全柵改修事業
12. 市民中央広場拡張整備事業
13. 主要地方道弘前^{だけあじがさわ}岳鱒ヶ沢線整備事業
14. ^{おうてもん}追手門広場改修事業
15. 松並木保存管理事業
16. 歩道改修事業

(3) 歴史と伝統を反映した人々の活動の継承に関する事業

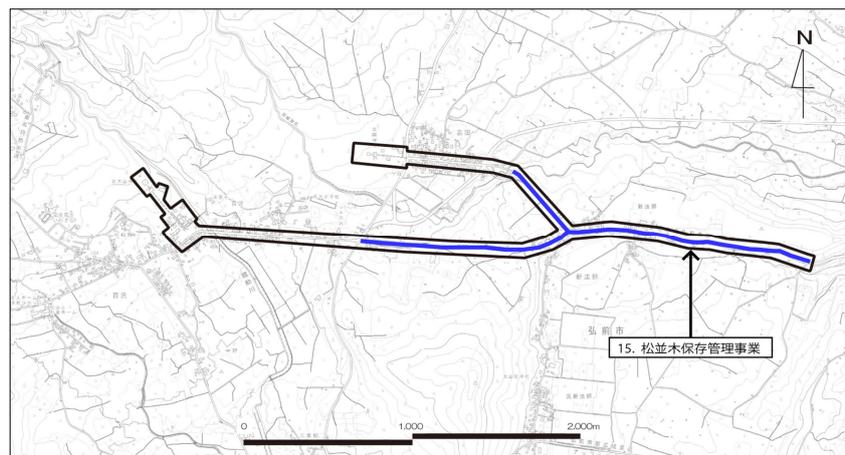
17. ^{つがるぬり}津軽塗後継者育成研修事業
18. 津軽塗技術保存伝承事業
19. 弘前市民俗文化財用具修理事業
20. レッツウォーク^{やまさんけい}お山参詣開催

重点区域における事業位置図

<弘前城下町地区における事業位置図>



<岩木お山参詣地区における事業位置図>



図中のほか、市内全域で行う事業

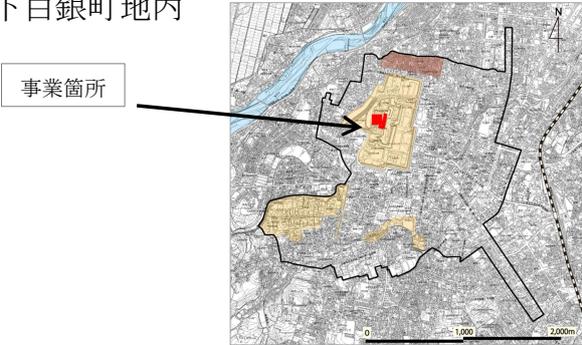
- 6. 景観重要建造物保存・改修費助成事業
- 7. 趣のある建物情報発信事業

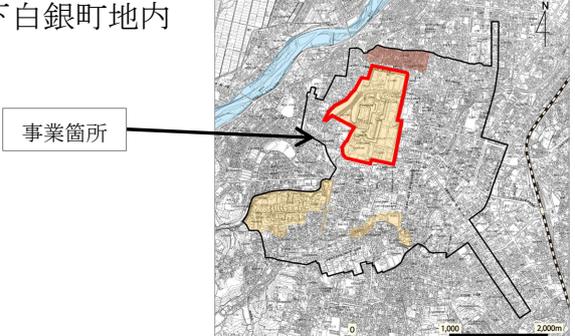
- 17. 津軽塗後継者育成研修事業
- 18. 津軽塗技術保存伝承事業
- 19. 弘前市民俗文化財用具修理事業
- 20. レッツウォークお山参詣開催

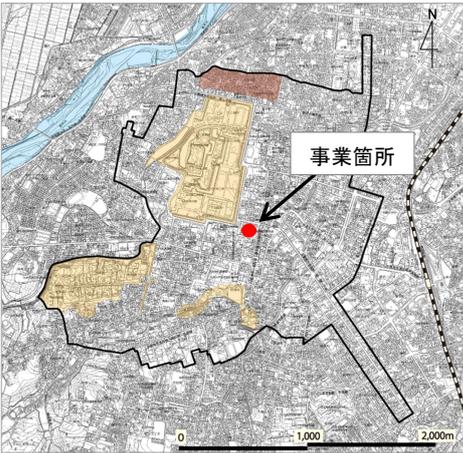
| 凡例 | |
|----|---------------------------------|
| ● | 歴史的建造物の保存・活用に関する事業 |
| ■ | 歴史的建造物や歴史的街並みと調和する周辺環境の整備に関する事業 |
| ■ | 史跡 |
| ■ | 伝統的建造物群保存地区 |

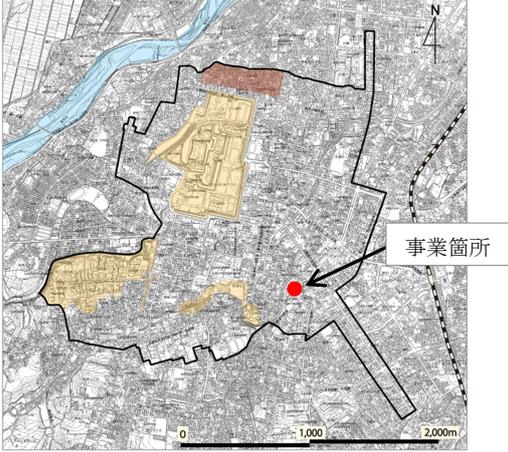
2. 歴史的風致の維持向上に資する事業

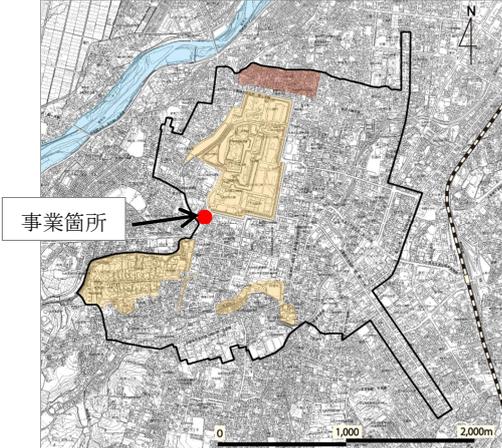
(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する事業

| | |
|----------------------|---|
| 事業名称 | 1 弘前城本丸石垣整備事業 |
| 事業主体 | 弘前市 |
| 事業手法 | 国宝重要文化財等保存・活用事業 〔平成19年度～令和2年度、令和6年度～令和9年度〕 国宝重要文化財等防災施設整備事業〔令和3年度～令和6年度〕 |
| 事業期間 | 平成19年度～令和9年度 |
| 事業位置 | 弘前市大字下白銀町地内  |
| 事業概要 | <p>重要文化財である弘前城天守東面と南面の石垣の崩落の危険性が高いため、平成19年度から調査・測量を開始し、本丸石垣修理委員会等の指導を受けながら、計画的に石垣の保存修理を行う。</p> <p>また、石垣の修理に伴い、天守の一時的な曳家が必要となるため、この機に保存修理を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【修理前の弘前城天守石垣】 (北の郭から)</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【明治初期の弘前城天守】</p>  </div> </div> |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | 弘前城天守石垣の積み直しと、天守の修理を行うことにより、良好な歴史的景観が保全されるとともに、弘前城の歴史・文化的魅力の向上につながることから、「弘前さくらまつり」に見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。 |

| | |
|----------------------|--|
| 事業名称 | 2 鷹揚公園整備事業 |
| 事業主体 | 弘前市 |
| 事業手法 | 社会資本整備総合交付金(都市公園事業) [平成20年度～平成29年度] 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業) [平成30年度～令和元年度] 社会資本整備総合交付金(都市公園・緑地等事業) [平成30年度～令和2年度] 社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金事業) [令和3年度～令和15年度] |
| 事業期間 | 平成20年度～令和15年度 |
| 事業位置 | 弘前市大字下白銀町地内  |
| 事業概要 | <p>当市の中心に位置し、約49haの面積を持つ鷹揚公園(弘前公園)は、国指定の史跡であり、約2,600本の桜が植栽され、「弘前さくらまつり」の期間中だけで、国内外から200万人を超える観光客が訪れる都市公園である。</p> <p>しかし、園内施設の老朽化が進んでいるため、老朽化している施設の修繕を行い、安全性を確保する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | 園内を整備することにより、良好な歴史的景観が保全されるとともに、鷹揚公園の歴史・文化歴魅力の向上につながることから、弘前さくらまつりに見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。 |

| | |
|----------------------|--|
| 事業名称 | 3 旧第五十九銀行本店本館整備事業 |
| 事業主体 | 弘前市 |
| 事業手法 | 国宝重要文化財等保存・活用事業 |
| 事業期間 | 平成30年度～令和2年度 |
| 事業位置 | <p>弘前市大字元長町</p>  |
| 事業概要 | <p>老朽化が著しい重要文化財である旧第五十九銀行本店本館の適切な保存修復整備を行い、活用を図る。</p> <p>【旧第五十九銀行本店本館】</p>  <p>【外観の現状】</p>  |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | <p>重要文化財である旧第五十九銀行本店本館の整備及び活用を図ることにより、建物の歴史・文化的魅力の向上につながることから、弘前さくらまつり及び弘前ねぶたまつりに見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p> |

| | |
|----------------------|--|
| 事業名称 | 4 吉野町緑地周辺整備事業 |
| 事業主体 | 弘前市 |
| 事業手法 | 社会資本整備総合交付金(都市再構築戦略事業) |
| 事業期間 | 平成27年度～令和元年度 |
| 事業位置 | <p>弘前市大字吉野町地内</p>  |
| 事業概要 | <p>歴史的な産業遺産である吉野町煉瓦倉庫を活用し、美術館を核とする文化交流拠点の整備を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="435 1223 671 1256"> <p>【吉野町煉瓦倉庫】</p>  </div> <div data-bbox="906 1223 1142 1256"> <p>【全体イメージ図】</p>  </div> </div> |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | <p>未活用となっていた歴史的な産業遺産である吉野町煉瓦倉庫の整備・活用を図ることにより、歴史的建造物や街並みが保全され、弘前ねぷたまつりに見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p> |

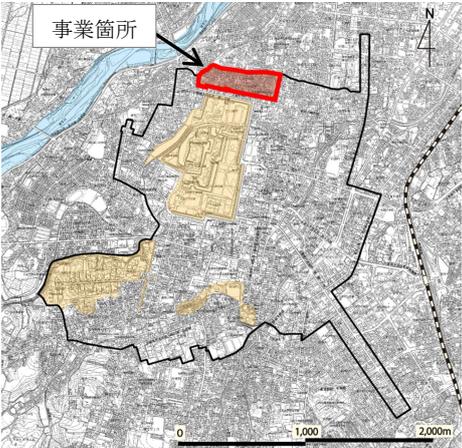
| | |
|----------------------|--|
| 事業名称 | 5 旧藤田家別邸保存修理事業 |
| 事業主体 | 弘前市 |
| 事業手法 | 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業) |
| 事業期間 | 平成26年度～令和元年度 |
| 事業位置 | <p>弘前市大字上白銀町</p>  |
| 事業概要 | <p>旧藤田家別邸は内部を公開するなど積極的に活用しているが、築後90年以上と老朽化が著しいため、保存修理を行う。</p> <p>【旧藤田家別邸 洋館】</p>  |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | <p>登録有形文化財(建造物)、景観重要建造物である旧藤田家別邸の保存修理を行うことにより、建造物の保存・活用が促進され、弘前公園周辺の景観が向上することから、弘前さくらまつりに見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p> |

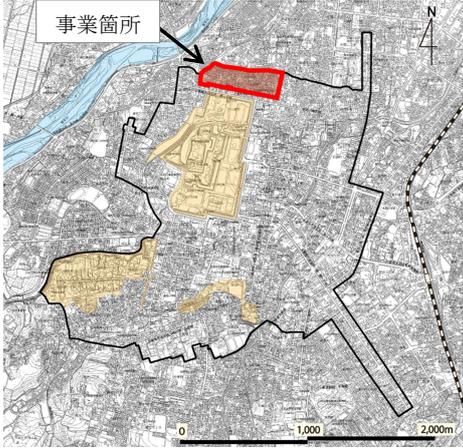
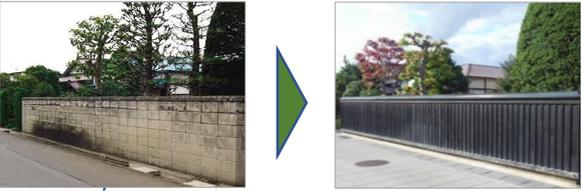
| | |
|----------------------|---|
| 事業名称 | 6 景観重要建造物保存・改修費助成事業 |
| 事業主体 | 弘前市 |
| 事業手法 | 市単独事業 〔平成24年度～平成25年度、令和元年度～令和10年度〕 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業) 〔平成26年度～令和6年度〕 |
| 事業期間 | 平成24年度～令和10年度 |
| 事業位置 | 弘前市全域 |
| 事業概要 | <p>歴史的建造物の多くは良好な景観を形成しているものの老朽化や消失が著しいため、景観法に基づく景観重要建造物に指定し、その保存及び改修費に係る経費の一部を助成する。</p> <p>補修が必要となっている建造物</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【三上ビル】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【石場旅館】</p>  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <p>【開雲堂】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【翠明荘】</p>  </div> </div> |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | <p>景観重要建造物の指定、修景を行うことにより歴史的建造物や街並みが保全され弘前さくらまつり及び弘前ねぷたまつりに見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p> |

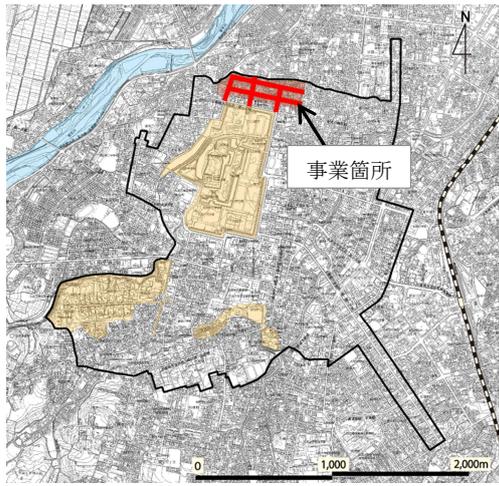
第6章 歴史的風致維持向上施設整備又は管理に関する事項

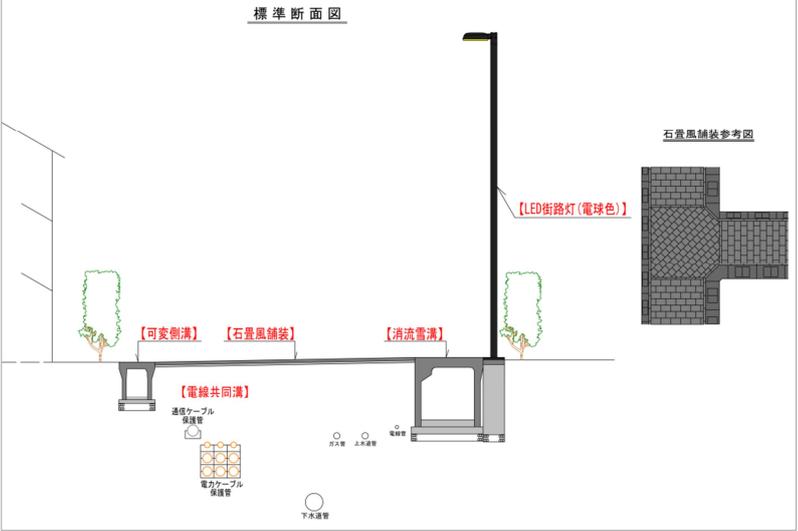
| | |
|----------------------|---|
| 事業名称 | 7 趣のある建物情報発信事業 |
| 事業主体 | 弘前市 |
| 事業手法 | <p>市単独事業 [平成20年度～平成23年度、平成31年度～令和10年度] 社会資本整備総合交付金(都市公園事業) [平成24年度～平成25年度] 社会資本整備総合交付金(街なみ環境整備事業) [平成26年度～令和6年度]</p> |
| 事業期間 | 平成20年度～令和10年度 |
| 事業位置 | 重点区域を中心とした市域 |
| 事業概要 | <p>文化財の指定を受けていない古い建物を「趣のある建物」として指定し、市民や観光客に情報発信する。</p> <p>【パンフレット】</p>  |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | <p>市独自指定の趣のある建物のパンフレットを作成し市民や観光客に情報発信することにより、城下町の奥深さを体感してもらうとともに、よりよい街並み景観の形成を図り、歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p> |

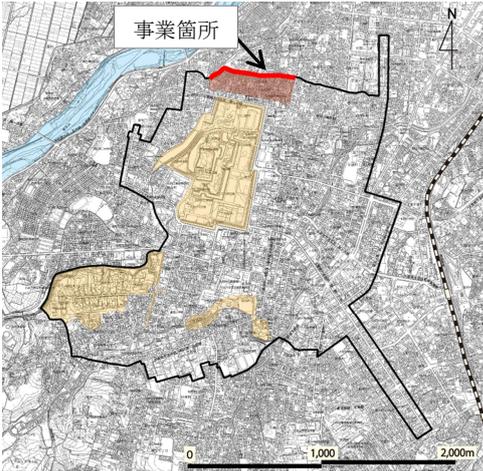
(2) 歴史的建造物や歴史的街並みと調和する周辺環境の整備に関する事業

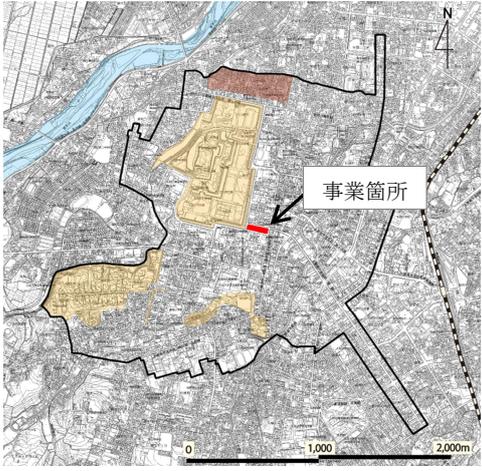
| | |
|----------------------|--|
| 事業名称 | 8 弘前市仲町伝統的建造物群保存地区保存計画見直し事業 |
| 事業主体 | 弘前市 |
| 事業手法 | 伝統的建造物群基盤強化事業（調査） 〔平成30年度～令和元年度〕 市単独事業〔令和2年度〕 |
| 事業期間 | 平成30年度～令和2年度 |
| 事業位置 | 弘前市大字若党町他 地内  |
| 事業概要 | <p>昭和53年(1978)に重要伝統的建造物群保存地区の選定を受け、歴史的価値の保全と良好な景観形成のための保存計画を定め、以来、保存地区内における建築物の増改築や土地の造成などの現状変更行為に対し規制を行っている。</p> <p>しかし地区住民の高齢化や空き家・空地の増加など様々な社会情勢の変化に伴い、保存地区としての文化的価値が損なわれることが懸念されることから、保存計画の見直しを行う。</p> <p>【現在の仲町伝統的建造物群保存地区】 【空き家で放置された生垣】</p>   |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | 伝統的建造物群保存地区保存計画を、現在の社会情勢に対応した内容に見直しすることにより、建造物や街並み景観の保全が促進され、弘前さくらまつりに見る歴史的風致の維持・向上に寄与する。 |

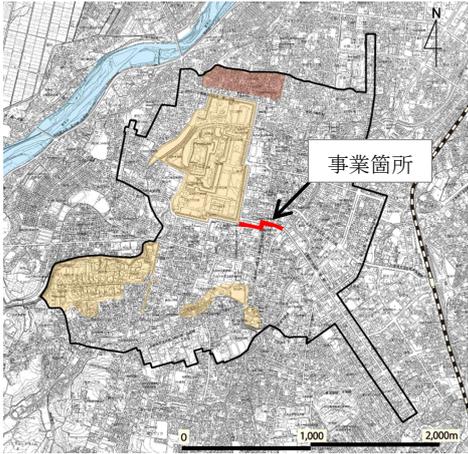
| | |
|----------------------|--|
| 事業名称 | 9 弘前市仲町伝統的建造物群保存地区修理修景事業 |
| 事業主体 | 弘前市 |
| 事業手法 | 伝統的建造物群基盤強化事業(保存修理) 〔平成18年度～平成30年度〕 市単独事業〔平成31年度～令和10年度〕 |
| 事業期間 | 平成18年度～令和10年度 |
| 事業位置 | 弘前市大字若党町他  |
| 事業概要 | <p>仲町伝統的建造物群保存地区は弘前公園の北側に位置し、地区住民の協力を得ながら仲町地区武家屋敷の特徴である屋敷構、家屋、生垣等を継承している。</p> <p>地区住民に対し、主屋や門、板塀、サワラ生垣の修理修景に必要な経費の一部の補助を行う。</p> <p>【板塀】 </p> <p>【サワラ生垣】 </p> |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | 地区住民が取り組む景観形成に対して助成を行うことにより、建造物や街並みが保全され、弘前さくらまつりに見る歴史的風致の維持・向上に寄与する。 |

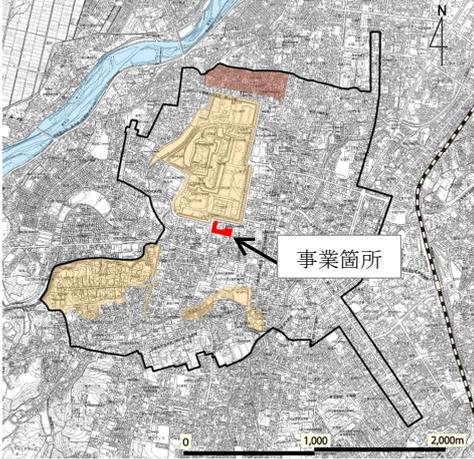
| | |
|------|---|
| 事業名称 | 10 伝統的建造物群保存地区地方道改修事業 |
| 事業主体 | 弘前市 |
| 事業手法 | 市単独事業〔平成19年度～平成21年度、平成24年度〕 防災安全交付金 〔平成22年度～平成23年度、平成25年度～令和2年度〕 |
| 事業期間 | 平成19年度～令和2年度 |
| 事業位置 | 弘前市大字若党町外 地内  |
| 事業概要 | <p>仲町伝統的建造物群保存地区内の市道は、幅員が狭隘で電柱が輻していることから、車両及び歩行者の通行に支障を来たしており、冬期間においては除排雪にも苦慮している状況である。</p> <p>このため、地区内の市道約1,610mの無電柱化と開渠部の側溝整備、並びに消流雪溝の整備を行い景観に配慮した仕上げを行う。</p> <p style="text-align: center;">【市道現況】 【完成イメージ】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> |

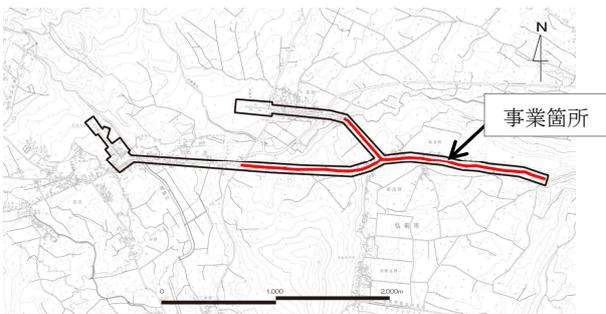
| | |
|-----------------------------|---|
| <p>事業概要</p> |  |
| <p>事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由</p> | <p>仲町伝統的建造物群保存地区内の市道の無電柱化と道路環境の向上、並びに消流雪溝の整備を行うことにより、良好な景観形成が図られ、弘前さくらまつりに見る歴史的風致の維持・向上に寄与する。</p> |

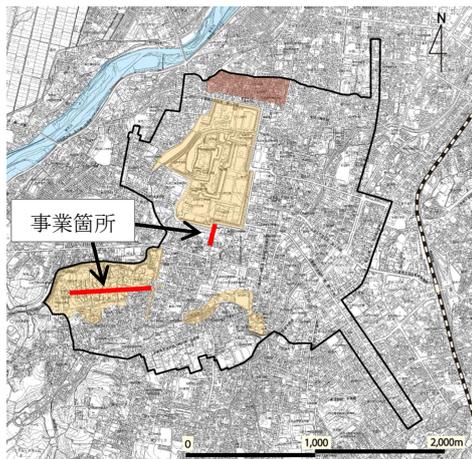
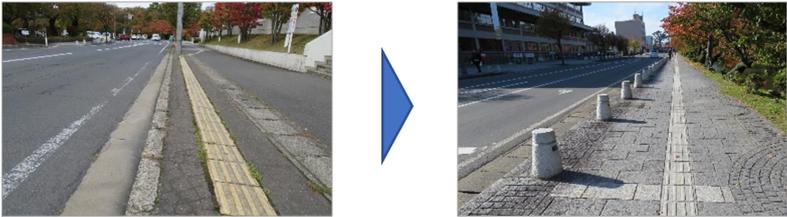
| | |
|----------------------|--|
| 事業名称 | 11 大久保堰安全柵改修事業 |
| 事業主体 | 弘前市 |
| 事業手法 | 市単独事業 |
| 事業期間 | 平成30年度～令和元年度 |
| 事業箇所 | <p>弘前市大字春日町、西城北一丁目地内</p>  |
| 事業概要 | <p>仲町伝統的建造物群保存地区に接する大久保堰の安全柵が老朽化し、景観を阻害しており歴史的風致が損なわれているため、安全柵を景観に配慮した色への改修を助成する。</p> <p>【事業箇所現況】</p>  |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | <p>仲町伝統的建造物群保存地区に接する老朽化した安全柵を景観に配慮した色で改修することにより、良好な景観形成が図られ、弘前さくらまつりを見る歴史的風致の維持・向上に寄与する。</p> |

| | |
|----------------------|--|
| 事業名称 | 12 市民中央広場拡張整備事業 |
| 事業主体 | 弘前市 |
| 事業手法 | 社会資本整備総合交付金(中心市街地活性化広場公園整備事業) 〔平成23年度～平成26年度、平成28年度〕 市単独事業〔平成27年度〕 景観まちづくり刷新支援事業〔平成29年度～令和元年度〕 |
| 事業期間 | 平成23年度～令和3年度 |
| 事業位置 | 弘前市大字元寺町地内  |
| 事業概要 | <p>市民中央広場は、弘前公園に近接する多目的広場で、「弘前ねふたまつり」の時期には、ねふた小屋が設置され、広場横からねふたが出発する場所である。また、広場向かいには重要文化財(建造物)である旧第五十九銀行本店本館があり、それらと一体となった景観形成のため、広場の整備を行う。</p> <p>【広場現状】</p>  <p>旧第五十九銀行本店本館</p> |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | 弘前公園や重要文化財(建造物)である旧第五十九銀行本店本館に近接する市民中央広場を拡張整備することにより、公園周辺の良好な景観形成が図られるとともに、ねふた小屋の設置場所になるなど、弘前ねふたまつりに見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。 |

| | |
|----------------------|---|
| 事業名称 | 13 主要地方道弘前岳鱒ヶ沢線整備事業 |
| 事業主体 | 青森県 |
| 事業手法 | 地域活力基盤創造交付金〔平成23年度～平成24年度〕 防災安全交付金〔平成25年度～令和5年度〕 |
| 事業期間 | 平成23年度～令和5年度 |
| 事業位置 | <p>弘前市大字一番町他地内</p>  |
| 事業概要 | <p>主要地方道弘前岳鱒ヶ沢線の未無電柱化区間は、沿道には重要文化財(建造物)である旧第五十九銀行本店本館、景観重要建造物である三上ビルがあり、さらにねぶた運行ルートでもあることから、良好な景観形成を図るため電線類を地中化する。</p> <p>【事業箇所現況】</p>  |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | <p>電線類を地中化することにより、人々の回遊性及び良好な景観の向上が図られ、弘前ねぶたまつりに見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p> |

| | |
|----------------------|---|
| 事業名称 | 14 追手門広場改修事業 |
| 事業主体 | 弘前市 |
| 事業手法 | 市単独事業 |
| 事業期間 | 平成25年度～令和10年度 |
| 事業位置 | <p>弘前市大字下白銀町地内</p>  |
| 事業概要 | <p>弘前公園に隣接し、県の有形文化財(建造物)旧東奥義塾外人教師館等が配置され当市の観光・文化拠点となっている追手門広場の舗装の補修、障害者誘導ブロックの改修、ミニチュア建造物上屋及び案内板の整備等を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【舗装タイル】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【ミニチュア仮設上屋】</p>  </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>【広場案内板】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【ミニチュア案内板】</p>  </div> </div> |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | <p>当市の観光・文化拠点、ねぷたまつりの待機場所となっている追手門広場の舗装の改修等を行うことにより、来訪者の回遊性の向上及び歴史的建造物と一体となった良好な景観が図られ、弘前さくらまつり及び弘前ねぷたまつりに見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p> |

| | |
|----------------------|--|
| 事業名称 | 15 松並木保存管理事業 |
| 事業主体 | 弘前市 |
| 事業手法 | 市単独事業 |
| 事業期間 | 平成19年度～令和10年度 |
| 事業位置 | <p>弘前市大字新法師及び百沢地内</p>  |
| 事業概要 | <p>県の記念物に指定されている百沢街道および高岡街道の松並木は岩木山神社及び高照神社の神社建築や民間信仰行事のお山参詣と一体となって、岩木お山参詣地区の歴史的風致を形成している。</p> <p>この松並木の樹勢を維持させるため、松周囲及び周辺緑地の草刈と清掃、サワラ生垣の刈込、肥料の打ち込み等を行う。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【百沢街道の松並木】</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【高岡街道の松並木】</p>  </div> </div> |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | <p>県の記念物に指定されている松並木の適切な保存管理を行うことにより、良好な景観形成が図られ、お山参詣に見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p> |

| | |
|----------------------|--|
| 事業名称 | 16 歩道改修事業 |
| 事業主体 | 弘前市 |
| 事業手法 | 景観まちづくり刷新支援事業〔平成29年度～令和元年度〕 |
| 事業期間 | 平成29年度～令和元年度 |
| 事業位置 | <p>弘前市大字上白銀町他地内 弘前市大字西茂森他地内</p>  |
| 事業概要 | <p>JR弘前駅から弘前公園、禅林街を結ぶルート上においてレトロモダンな観光周遊ルートを形成するため、弘前公園の追手門に面する上銀町・新寺町線及び禅林街の歩道の美装化を行い、歴史的建造物と一体となったより良い街並み景観を形成する。</p> <p>イメージ</p>  |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | <p>観光周遊ルートを形成するために、歴史的建造物と一体となったより良い街並み景観を形成するため、歩道の美装化により来訪者の回遊性につなげ、弘前さくらまつり及び宵宮に見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p> |

(3) 歴史と伝統を反映した人々の活動の継承に関する事業

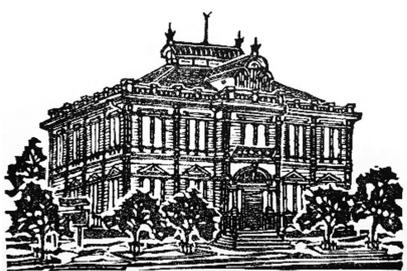
| | |
|------|---|
| 事業名称 | 17 津軽塗後継者育成研修事業 |
| 事業主体 | 弘前市 |
| 事業手法 | 市単独事業 |
| 事業期間 | 平成19年度～令和10年度 |
| 事業位置 | 市全域 |
| 事業概要 | <p>津軽塗業界の高齢化に伴う後継者不足を解消するため、津軽塗を生業として目指す若者を対象に津軽塗の基礎技術を体得するための研修を行う団体に対して経費の一部を助成する。研修期間3年半。</p> <p style="text-align: center;">【研修の様子】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> |
| | 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 |

| | |
|----------------------|--|
| 事業名称 | 18 津軽塗技術保存伝承事業 |
| 事業主体 | 弘前市 |
| 事業手法 | 市単独事業 |
| 事業期間 | 平成18年度～令和10年度 |
| 事業箇所 | 市全域 |
| 事業概要 | <p>津軽塗の重要無形文化財への指定、津軽塗技術保存会の保持団体への認定によって全国的に価値が認められる一方、その技術を継承する後継者の不足が課題となっているため、津軽塗技術保存会に対し、会員の技術の研鑽及び後継者育成を行う活動経費の一部を助成する。</p> <p>【旧紺屋町消防屯所】</p>  <p>【漆研修の様子】</p>  <p>【木地研修の様子】</p>  |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | <p>高度な津軽塗の技術の研鑽及び後継者育成に必要な経費の一部を補助することにより伝統工芸の継承を図り、津軽伝統工芸職人たちに見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p> |

| | |
|----------------------|---|
| 事業名称 | 19 無形民俗文化財用具修理事業 |
| 事業主体 | 弘前市 |
| 事業手法 | 市単独事業 |
| 事業期間 | 昭和58年度～令和10年度 |
| 事業箇所 | 市全域 |
| 事業概要 | <p>弘前市の指定無形民俗文化財を伝承する各団体は、その母体が地区の集落単位であり、有志による運営が多いことから財政基盤が弱く、伝承活動に必要な用具の確保が困難な状況になっているため、伝承活動に必要な用具の修理や更新に係る経費の一部の補助を行う。</p> <p>【松森町津軽獅子舞保存会】</p>  |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | <p>民俗芸能にかかる用具の修理や更新に係る経費の一部を補助することにより、地域に根差した無形民俗文化財の保存継承が図られ、宵宮に見る歴史的風致の維持及び向上に寄与する。</p> |

第6章 歴史的風致維持向上施設整備又は管理に関する事項

| | |
|----------------------|--|
| 事業名称 | 20 レッツウォークお山参詣開催 |
| 事業主体 | 弘前市 |
| 事業手法 | 市単独事業 |
| 事業期間 | 昭和 59 年度～令和 10 年度 |
| 事業位置 | 弘前市岩木地区 |
| 事業概要 | <p>重要無形民俗文化財であるお山参詣を市民や観光客が体験できるように、一般の人が参加できる「レッツウォークお山参詣」を開催する団体へ助成を行う。</p>   |
| 事業が歴史的風致の維持向上に寄与する理由 | <p>重要無形民俗文化財であるお山参詣を市民や観光客が体験できるようになることにより、お山参詣に見る歴史的風致の理解及び地域の魅力の再発見につながり、歴史的風致の維持向上に寄与する。</p> |



旧第五十九銀行本店本館